

第14次労働災害防止推進計画(横浜西署版)概要

横浜西労働基準監督署

To realize a working environment where everyone can work safely and healthily
～誰もが安全で健康に働くことができる労働環境を実現するために～

計画期間 2023年度から2027年度(5か年計画)

目 標

労働行政、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念(労働災害ゼロ)の実現に向け、計画の達成を目指します！

アウトカム指標 「死傷災害にかかる目標については、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものは除いて設定しています。」

死亡災害:2027年までに早期に年間死亡者数0人を達成し、それを維持。

死傷災害:2022年と比較し、2027年までに5%以上減少(733人以下)

スローガン 『レッツゴーセーフ ♪ 安全に行こう!』

👉7つの重点事項👈 ～主要なアウトプット指標～

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ります。

災害情報の分析強化を図り効果的な各種安全衛生対策へつなげます。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)を活用し安全衛生活動の推進につなげます。

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とします。

非正規雇用労働者(とくに小売業、医療・福祉の事業場)への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とします。

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させます。

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取り組みを実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とします。

4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とします。

5 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業対策:「荷役作業の安全対策ガイドライン(H25.3.25 付け基発 0325 第1号)」に基づく措置を実施する事業場(荷主も含みます)の割合を2027年までに45%以上とします。

建設業対策:墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とします。

製造業対策:機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上とします。

6 労働者の健康確保対策の推進

企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とします。

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とします。

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とします。

使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とします。

各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とします。

7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質のラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とします。

化学物質についてのリスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とします。

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させます。

横浜西労働基準監督署における第14次防アウトカム指標(2023年5月現在)

「死傷災害にかかる目標については、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものは除いて設定しています。」

赤字は指標	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)
死亡者数(指標)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
死亡者数(実績)	2人					
死傷者数(指標)	13次防目標 571人以下	764人以下	756人以下	748人以下	741人以下	733人以下
死傷者数(実績)	772人					

転倒による死傷者数を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかけます。

(260人以下かつ災害全体に占める割合34%以下)

転倒による労働災害の平均休業見込日数を2027年までに41日以下とします。

社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させます。

(22人以下かつ社会福祉施設で発生した災害に占める割合を15%以下)

60歳以上の労働者による労働災害を、2020年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかけます。

(212人以下かつ災害全体に占める割合を27%以下)

外国人労働者の労働災害を、2020年と比較して2027年までにその増加傾向に歯止めをかけます。

(22人以下かつ災害全体に占める割合を3%以下)

陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させます。(102人以下)

建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させます。(死亡者数0人)

製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させます。(10人以下)

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とします。

自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とします。

化学物質の性状に関連の強い(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させます。(7人以下)

熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させます。(18人以下)

Better Health and Safety from YOKOHAMA ~よりよい安全衛生活動を!~

神奈川労働局・横浜西労働基準監督署